

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規則第1号

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「土地又は家屋について審査の申出をしようとする」及び「当該土地又は家屋が所在する区の区域を所轄する区役所又は区役所支所ごとに」を削り、「区役所又は区役所支所の長」を「市長」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1号様式及び第2号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)